

福島市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが歯科疾患の予防のみならず、全身疾患の予防に果たす役割の重要性に鑑み、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に施策を推進し、もって現在及び将来の世代にわたる市民の健康づくりに寄与し、健康水準を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 乳児期 満1歳に満たない期間をいう。
- 2 高齢期 65歳以上の期間をいう。
- 3 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 4 保健等業務従事者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連業務に従事する者（歯科医療等業務従事者を除く。）をいう。
- 5 事業者 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 6 医療保険者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。
- 7 口腔機能 かむ、そしゃくするその他の口腔に関する機能をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 1 市民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を主体的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。
- 2 妊娠期及び乳児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じ、障がい又は介護の必要性の有無にかかわらず、市民が適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりができる環境の整備を推進すること。
- 3 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第5条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、保健等業務従事者と緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者の役割)

第6条 保健等業務従事者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、市及び歯科医療等業務従事者との連携及び協力を図り、並びに市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 市内に事業所を有する事業者は、基本理念にのっとり、その事業所において雇用する従業員に対する歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(医療保険者の役割)

第8条 医療保険者は、基本理念にのっとり、市内の被保険者及びその被扶養者に対する歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、基本理念に対する理解を深め、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたり日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策の推進)

第10条 市は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施する。

- 1 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供に関する施策
- 2 むし歯の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策
- 3 歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行

うために必要な施策

- 4 口腔機能の維持向上のために必要な施策
- 5 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの確保及び推進のために必要な施策
- 6 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者のうち歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上を図るために必要な施策
- 7 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(施策の目標等)

第11条 市は、前条に定める基本的施策その他の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により市が定める計画及び別に定める歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本方針において、歯と口腔の健康づくりに係る指標及び目標を定め、当該計画の進行管理に併せてその評価と見直しを行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。